

申請の手引

令和2年度 すまいの創エネ・省エネ応援事業

【目次】	
○ 令和2年度の主な注意点 P1
○ 助成金交付までの流れ P2
1 助成対象・要件 P3~
2 助成金額 P6~
3 景観手続 P8~
4 問い合わせ・申請窓口 P10
5 添付図書チェックリスト P11~
6 交付申請書の記入例 P13~
7 実績報告書の記入例 P17~
8 変更承認申請書の記入例 P21
9 添付図書作成例 P22~
参考	
見積書作成例 P27
契約内訳書作成例 P28
領収証明書作成例 P29
領収内訳書作成例 P30
引渡証明書作成例 P31
工事完了証明書作成例 P32
○よくあるご質問 P33~



京都市の環境マスコット
「エコちゃん」

京都市環境政策局地球温暖化対策室

令和2年3月 発行

問い合わせ・申請窓口	京（みやこ）安心すまいセンター
開館時間	9時30分～17時 （申請受付は9時30分～11時30分，13時～16時30分）
休館日	水曜日，祝日，年末年始（12月29日～1月3日）
住所	〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階
電話	075-744-1631

○ 令和2年度の主な注意点

※文章中の「要綱」は、京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱のことです。

(1) 助成の要件等

令和元年度から、助成対象設備、助成金額及び必要書類等の制度変更はありません。また、蓄電システムへの助成は、太陽光発電システムと同時設置・同時申請の場合のみとなります。

対象設備は、請負・売買契約締結日が令和2年4月1日(水)以降であるものに限りです。

(2) 交付申請書の受付期間（要綱第7条第1項）

交付申請書の受付期間は、受付開始日の令和2年4月10日(金)から予算額に達した時点までです。工事契約後、速やかに申請窓口である京安心すまいセンターに、添付書類とともに提出してください。

(3) 事前申請制（要綱第9条）

令和2年度も事前申請制を継続します。交付申請書の提出期限は、助成対象設備の設置日の前日までとします。

(4) 設置日の定義（要綱第3条第7号）

設置日とは、実績報告書に添付する、請負者等から発行される保証書等に記載される日付です。

①保証書の保証開始日、②引渡証明書の引渡日、③工事完了証明書の完了日、④電力受給開始日のいずれかが設置日となります。

(5) 実績報告書の提出期限（要綱第15条第2項）

実績報告書の提出期限は、助成対象設備の設置日の翌日から起算して60日を経過した日まで、又は令和3年3月15日(月)のいずれか早い期日までです。工事完了後は速やかに提出していただくとともに、提出期限を過ぎた場合、助成金は受け取れませんので御注意ください。

(6) 予算執行状況の情報提供

助成金の予算残額を定期的にホームページに掲載しますので、助成対象設備の購入又は販売の際は、助成金の有無の目安としてください。また、太陽光発電システムと蓄電システムの同時設置に係る別途定める予算についても掲載しています。

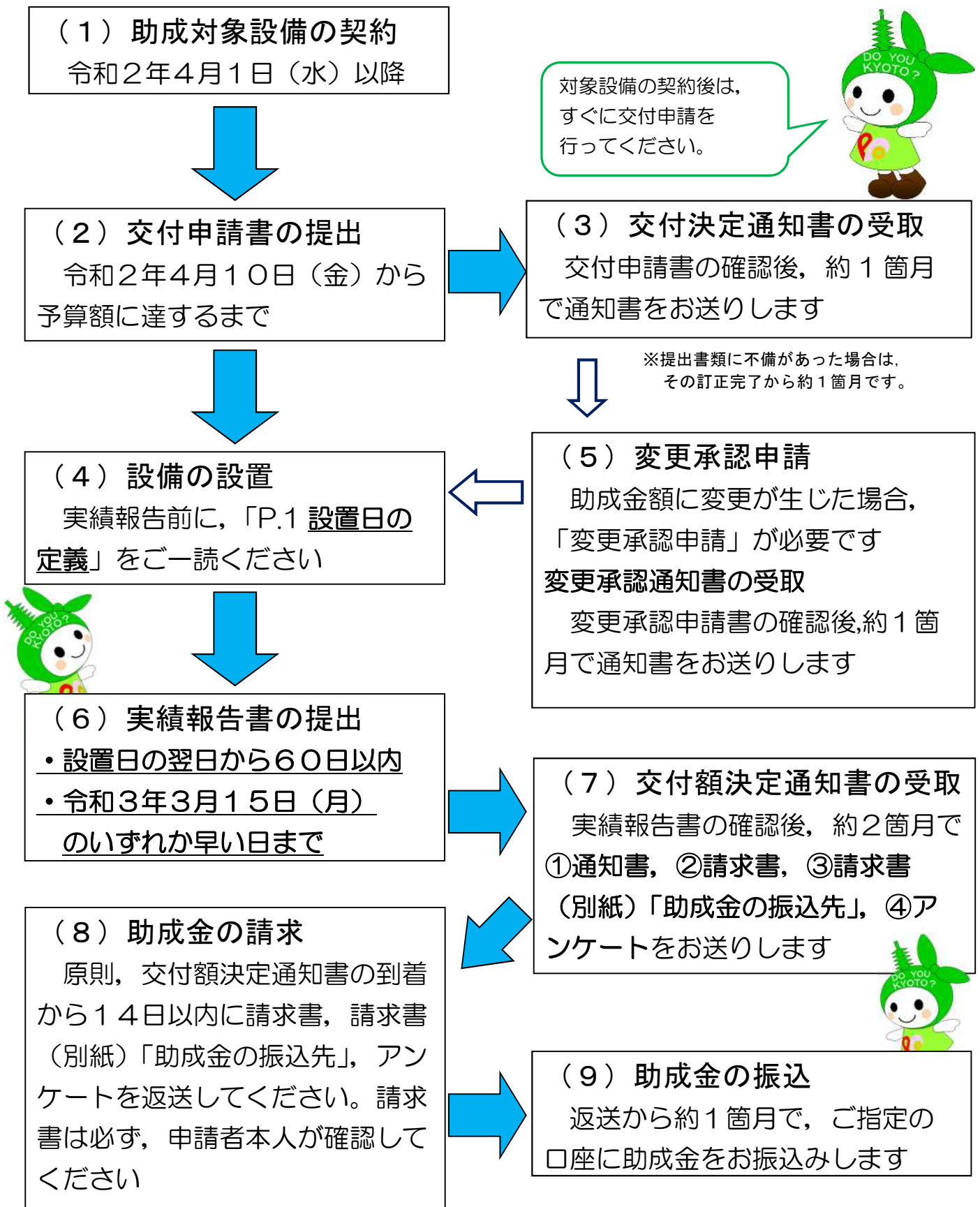
(参考) P.34 よくある質問QA4 「別途定める予算」とは何ですか。

ホームページ(京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業～住宅用太陽光発電システム等の助成金について～)
アドレス (<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000164308.html>)

別途定める予算の受付期間

令和2年4月10日から、令和2年12月28日または予算額に達するまで

○ 助成金交付までの流れ（一般的な例）



1 助成対象・要件（申請者，設備，設置場所のそれぞれに要件があります）

(1) 交付対象者

- 所有又は居住している戸建住宅（兼用住宅を含む）に対象設備を設置する個人
- 対象設備付住宅を購入する個人
- 所有又は居住している賃貸共同住宅に対象設備を設置する個人
- 所有している分譲共同住宅に対象設備を設置する個人
- 分譲共同住宅に対象設備を設置する管理組合
- 集会所に対象設備を設置する自治会等

注意！

- 助成金の交付対象者は市税を滞納していない者であること。

重要！

※「申請者以外の名義の口座に助成金を振り込むことはできません！！」

申請者 = 契約者 = 支払者（領収書宛名）

(2) 交付対象設備

- 助成対象設備に関する契約の締結日が「令和2年4月1日（水）」以降であり，かつ，実績報告書の提出が「令和3年3月15日（月）」までにできること。
- 設置する対象設備は新品であること（中古品，移転品，リース品，経費無しで設置できるいわゆる「初期費用ゼロ円設備」は対象外）。
- 対象設備を屋外に設置する場合，必要に応じて事前に景観手続を行っていること。
- その他法令を順守していること。

(3) 対象設備の設置場所（助成対象となる設置場所）

- 設置場所は，京都市の区域内で申請者が所有又は居住している建物であること。
- （賃貸等）建物を所有しておらず居住のみの場合，所有者の承諾を得ていること。
- 対象設備ごとの設置場所及び使用場所は，以下のとおりです。

対象設備	設置場所	使用場所
太陽光発電システム	太陽光パネル設置場所	系統連系場所
蓄電システム	蓄電システム・ 太陽光パネル設置場所	系統連系場所
HEMS	情報収集装置・ 情報測定装置設置場所	電気利用場所
太陽熱利用システム	集熱器設置場所・貯湯槽	熱利用場所

- 敷地内に複数の建物がある場合、助成対象となる設備の設置場所及び使用場所は次のとおりです。電気契約が同じ建物かどうかは、電力メーター、分電盤、引込みの電線などで確認してください。

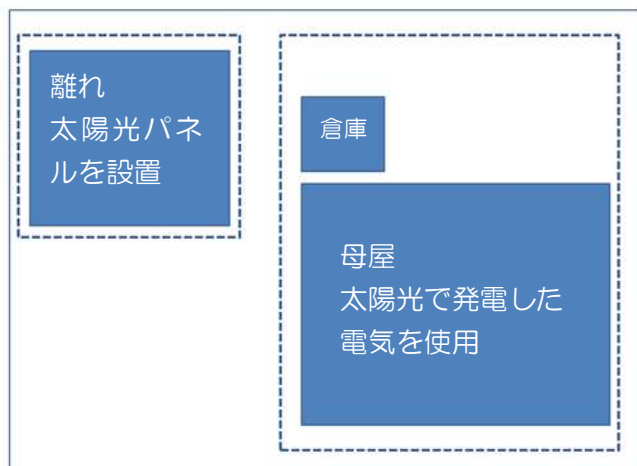
○助成対象 ×助成対象外

敷地内建物	母屋 (居住部分)	倉庫・離れ等 (居住部分)	事務所・店舗等 ^{※1} (非居住部分)
電気契約 ^{※2}	A	A	A
設置・使用場所	○	○	○
電気契約 ^{※2}	A	A	B
設置・使用場所	○	○	×
電気契約 ^{※2}	A	B	C
設置・使用場所	○	×	×

※1 敷地内建物全ての延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、居住者が事務所や店舗などの業務に使用する部分の床面積の合計が50㎡以内であること。設備から供給される電力の全てを非居住部分で使用する場合は、いかなる場合も助成対象外とする。

※2 電気契約の記号はその契約を仮に表したものであり、別の記号は別の契約を表すものとする。

(例) 母屋(使用場所)と離れ(設置場所)など、居住部分で2棟以上ある場合



母屋(使用場所)と離れ(設置場所)の電気
の契約が別々である場合は、申請不可。

母屋(使用場所)と離れ(設置場所)の電気
の契約が一本である場合は、申請可。

(4) 各対象設備の要件

対象設備	要件
太陽光発電システム	<p>(1) 発電した電力を一部又は全て自家使用するもの。</p> <p>(2) 助成対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値（単位はkWとし、1kW未満の端数があるときは、小数第3位以下を切り捨てる。JIS規格に規定されている太陽光電池モジュールの公称最大出力とする。以下「システム最大出力値」という。）の合計が0.5kW以上であるもの。ただし、京都市地球温暖化対策条例第41条の規定による、特定建築物における再生可能エネルギー利用設備の設置の場合、助成の対象となるシステム最大出力値は再生可能エネルギー利用設備の設置義務量を除いたものとする。</p>
蓄電システム	<p>(1) 常時、太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。</p> <p>(2) 蓄電池本体又は蓄電システムパッケージが、一般財団法人電気安全環境研究所のS-JET認証もしくは部品登録認証を受けているもの又は国が平成29年度以降に実施する補助事業における補助対象システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録されているもの。</p> <p>(3) 助成対象設備を構成する蓄電池の蓄電容量（単位はkWhとし、1kWh未満の端数があるときは、小数第3位以下を切り捨てる。以下「蓄電容量」という。）の合計が1kWh以上であるもの。</p>
HEMS	<p>HEMS機器については、次の機能を全て有していること。</p> <p>(1) エネルギーの使用状況の見える化 HEMSを設置した住宅において、住宅全体及びその居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。</p> <p>(2) 省エネに資する制御機能の搭載 一つ以上の機器に対して省エネに資する制御機能を有していること又は蓄電システムのピークカット/ピークシフト制御を実行できること。</p> <p>(3) ECHONET Lite規格又はこれに準じる機能を有する標準インターフェイスの搭載</p>
太陽熱利用システム	<p>(1) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたもの。</p> <p>(2) 京都市地球温暖化対策条例第41条の規定による、特定建築物における再生可能エネルギー利用設備の設置の場合、再生可能エネルギー利用設備の設置義務量を超えるもの。</p>

2 助成金額

助成対象設備、助成金額

対象者	助成対象設備	同時設置する設備・ 他の補助事業の利用※1	助成金額	
戸建住宅の個人	太陽光発電システム (全量売電は対象外)	なし	2万円/kW	
		省エネ※2・耐震改修※3 次世代住宅ポイント※4	4万円/kW	
		太陽熱利用システム	4万円/kW	
		蓄電システム	4万円/kW 4kWまで1万円/kW加算※5	
		エネファーム	4万円/件加算	
賃貸共同住宅の個人所有者・ 個人居住者 (個人居住部分での使用の場合)	蓄電システム (太陽光発電システムと同時 設置, 同時申請のみ対象)	太陽光発電システム	3万円/kWh※5 (上限: 6kWh)	
分譲共同住宅の区分所有者	HEMS (家庭用エネルギー管理システム)		なし	2万円
	太陽熱利用 システム	自然 循環型	なし	5万円
			省エネ・耐震改修 次世代住宅ポイント	10万円
			太陽光発電システム	15万円
		強制 循環型	なし	10万円
			省エネ・耐震改修 次世代住宅ポイント	20万円
太陽光発電システム			30万円	
賃貸共同住宅の個人所有者 (共有部分での使用の場合)	太陽光発電システム (全量売電は対象外)	なし	4万円/kW	
分譲共同住宅の管理組合 集会所の自治会等	蓄電システム	なし	7.5万円/kWh	

- ※1 同時設置すること(各設備を設置し、同時に申請すること。)により、要件を満たす。
他の補助事業は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに交付額の決定を受けるものなど。
- ※2 既存住宅の省エネルギーフォーム支援事業において、補助対象費用25万円(税抜)以上の工事を同時に実施する場合。
- ※3 まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業において、補助対象費用25万円(税抜)以上の工事を同時に実施する場合。
- ※4 国の次世代住宅ポイント制度において、住宅のリフォームの補助対象費用25万円(税抜)以上の工事を同時に実施する場合。ただし、対象工事は断熱改修又は耐震改修に限る。
- ※5 別途定める予算と期間を超えない範囲までを対象とする。また、太陽光発電システムと蓄電システムの合計助成対象経費の2分の1を超える場合、超える範囲については、減額する。

上記の一覧表は要綱に記載された内容を分かりやすくまとめたものです。

補助金額の算出に当たっては、ホームページの「助成金額計算表」をご利用ください。(次頁を参照)

太陽光発電システムと蓄電システム、太陽光発電システムと太陽熱利用システムは、同時に申請することで、助成金額の加算が適用となりますので、ご注意ください。

【助成金額計算例】（ホームページにて、EXCEL 計算表を公開しています）

下図は、戸建住宅の個人が、太陽光発電システム4.25kW（エネファームを同時設置）、蓄電システム6.40kWh、HEMSを申請する一例です。
申請内容に応じて、計算表の黄色の箇所のみ入力してください。

【京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金額計算表】

黄色の枠を埋めてください。
水色（点線）の枠は、自動計算です。

STEP 1. 申請者に当てはまるものをどちらか1つ選んでください。

<input checked="" type="radio"/> 戸建住宅の個人 ・賃貸共同住宅の個人所有者・個人居住者 （個人居住部分での使用の場合） ・分譲共同住宅の区分所有者	<input type="radio"/> 賃貸共同住宅の個人所有者 （共有部分での使用の場合） ・分譲共同住宅の管理組合 ・集会所の自治会
---	---

STEP 2. 当てはまるものがあれば、選んでください。
他の補助事業の利用（すまいの創エネ・省エネ応援事業とは別の補助事業）

<input type="checkbox"/> 既存住宅省エネリフォーム（市）	<input type="checkbox"/> 耐震改修・耐震リフォーム（市）	<input type="checkbox"/> 次世代住宅エコポイント制度（国）
<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システムと蓄電システムの同時設置による加算が一部適用されない。 （交付申請の提出が2020年12月28日を超えている、又は、別途定める予算の範囲を超えている。）		

STEP 3. 設置する設備をすべて選択するとともに、条件を入力してください。

<input checked="" type="radio"/> 太陽光発電システム	公称最大出力の合計	<input type="text" value="4.25"/> kW	(0.5kW以上、小数点第3位は切り捨て)
		<input type="text" value="4.25"/> kW × <input type="text" value="40,000"/> 円 =	<input type="text" value="170,000"/> 円
		<input type="text" value="4.00"/> kW × <input type="text" value="10,000"/> 円 =	<input type="text" value="40,000"/> 円
	合計	<input type="text" value="210,000"/> 円 千円未満切り捨て	
	エネファーム同時設置	<input type="radio"/>	<input type="text" value="40,000"/> 円
<input type="radio"/> 蓄電システム	蓄電容量	<input type="text" value="6.40"/> kWh	(1kWh以上、小数点第3位は切り捨て)
		<input type="text" value="6.00"/> kWh × <input type="text" value="30,000"/> 円 =	<input type="text" value="180,000"/> 円 千円未満切り捨て
<input type="radio"/> HEMS			<input type="text" value="20,000"/> 円
<input type="radio"/> 太陽熱利用システム	種類	<input type="text"/>	<input type="text" value="-"/> 円

STEP 4. 申請書1/4の助成予定金額に次の金額を記入してください。

円

いずれか1つを選んでください。

当てはまるものがあれば、選んでください。

申請前に京都市HPをご覧ください、「別途定める予算」の受付が終了していないかを確認してください。

太陽光発電システムを選択した場合は、公称最大出力を入力してください。

太陽光発電システムと同時にエネファームを設置する場合は、選んでください。

蓄電システムを選択した場合は、蓄電容量を入力してください。

太陽熱利用システムを選択した場合は、強制循環型か自然循環型を選んでください。

交付申請書、変更承認申請書、実績報告書の助成金額欄には、ここに表示される金額を記入してください。

3 景観手続（※必ず交付申請・工事着手前に確認してください）

景観手続の要・不要については、原則として京都市都市景観部景観政策課(222-3474)または風致保全課(222-3475)にお問い合わせください。

(受付時間：午前8時45分～11時30分、午後1時～3時)

参考

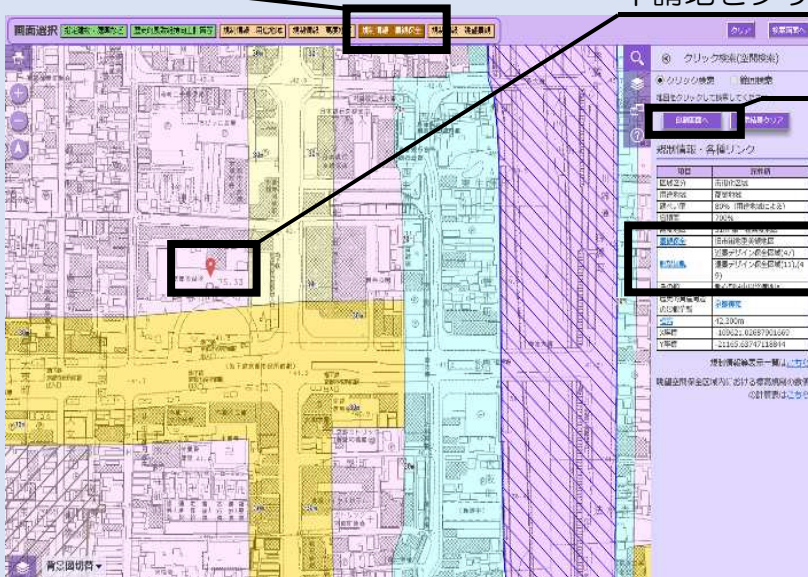
計画地の景観規制等については、「京都市景観情報共有システム」で、確認が可能です。
～京都市景観情報共有システムの利用の仕方～

- ①「京都市景観情報共有システム (<https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/>)」にアクセス
- ② 利用規約を確認し、内容に同意したうえで「同意する」をクリック
- ③「本システムのご利用方法」を確認

町名等を入力し、検索したい場所を特定（検索では、町名までの特定が可能です。）



- ④「規制情報 景観保全」をクリックして、用途地域で色分けされた地図に切り替え、申請地をクリックしてピン📍を立てます。



- ⑤ 規制情報を確認して、印刷画面に移ります。

(次ページへ)

⑥下の地図は、交付申請に必要な「付近見取図」として利用できます。

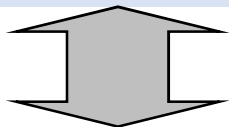
<印刷方法>
 ファイル→ページ設定→用紙サイズは「A4」で「横」にチェックを入れる→「背景の色とイメージを印刷する」にチェックを入れる→OK→印刷

区域区分	市街化区域	景観保全	旧市街地型美観地区
用途地区	商業地域	眺望景観	近景デザイン保全区域(47),(47),(47) 遠景デザイン保全区域(11),(49)
建ぺい率	80% (用途地域による)	その他	都心部駐車場整備地区
容積率	700%		
敷地面積の最低限度			
高度地区	31m 第一種高度地区		

下記の表の規制内容は、图中指定部分の色都市計画決定等の内容を示しています。

市計画情報は、令和元年12月6日現在のもので、この図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

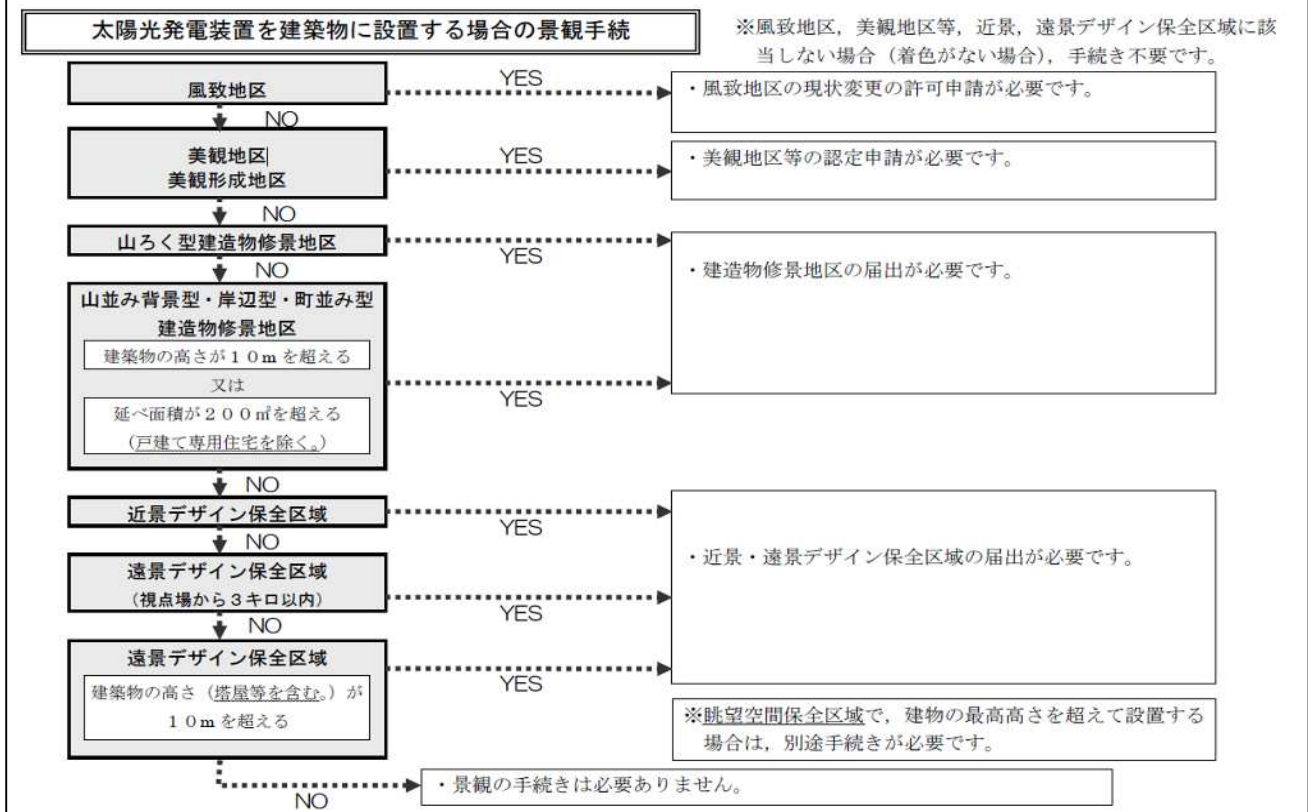
市計画情報は、地区の精度上の誤差を含んでいます。権利や義務の発生する行為や不動産取引など各種証明、都市計画の正確な情報が必要な場合には、必ず都市計画課の窓口でご確認ください。




⑦ 都市景観部のホームページ「太陽光パネルの景観規制の概要」
 (<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000160113.html>)
 と照らし合わせて、景観手続の有無を確認してください。

(参考)

<フローチャート>



4 問い合わせ・申請窓口

窓口	京（みやこ）安心すまいセンター	
開館時間	9時30分～17時 <u>(申請受付は9時30分～11時30分、 13時～16時30分)</u>	
休館日	水曜日、祝日、 年末年始（12月29日～1月3日）	
住所	〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階	
電話	075-744-1631	

注) 駐車場はありません。公共交通機関を御利用ください。

<問い合わせに関するお願い>

- 相談は、窓口と電話でお受けします。また、申請書等の確認で、電話で判断しかねる場合については、申請書等を持参又は郵送していただく場合があります。
原則、FAXやメールでの相談や確認は行っておりません。

<申請窓口に関するお願い>

- 申請書等は、「すまいの創エネ・省エネ応援事業」のホームページからダウンロードするか、窓口で入手してください。
- 申請書等が揃っていない場合は、原則、受付ができません。
- 提出前に、必ず申請書等のコピーを取り、手元に残してください。
- 申請書は、持参又は郵送（書留等）により提出してください。
- 持参される場合は、16時30分を過ぎると受付は行いません。
- 複数の申請を一度に行われる場合や窓口の混み具合により、書類のお預かりのみを行い、仮受付とさせていただきます場合があります。
- 申請受付後、書類の確認を行います。訂正がある場合のみ、担当者より後日連絡させていただきますので訂正を行ってください。
- 郵送での訂正を希望される方は、差し替え書類を送付してください。なお、一度提出された書類は返却できません。
- 手続代行者は、必ず連絡のつく営業日を申請書に記載してください。申請者から委任を受けた手続代行者であっても、一週間以上連絡が取れない場合は、申請者本人に連絡し、手続きを進めさせていただきます。

5 添付図書チェックリスト



このチェックリストの順番に添付
図書を揃えて、提出してください。

(1) 交付申請

	添付図書
共通	<input type="checkbox"/> 交付申請書（第1号様式1/4, 2/4, 3/4, 4/4） <input type="checkbox"/> 助成金の額の計算根拠（助成金額計算表をご利用ください。） <input type="checkbox"/> 工事請負契約書, 売買契約書又は注文書・注文請書（写） ※ 助成対象設備のそれぞれの対象経費（助成対象設備毎の工事費）が記載されていない場合は、経費が分かる契約内訳書等も提出すること。 ※ 太陽光発電システムとエネファームを同時設置する場合はエネファームに関する工事請負契約書等も提出すること。 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（コピー可）（申請日から3箇月以内のもの） <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 住宅の玄関を含む全体写真 （新築住宅の場合は建設予定敷地の写真） <設備を設置する建物に居住しておらず、所有者として申請される方> <input type="checkbox"/> 建物の所有を証明する登記事項証明書（コピー可） （申請日から3箇月以内のもの。ネット登記は不可。） ※ 所有権保存登記が未完了の場合は、実績報告時に提出でも可 <申請者が管理組合や自治会等の場合> <input type="checkbox"/> 管理組合又は自治会等の規約（写）、管理組合又は自治会でシステム設置が承諾されたことを示す書類（写）等
HEMSの場合	<input type="checkbox"/> 助成対象となった型番の「実績一覧表」、又は要件の機能を満たしていることが分かる書類（文言で確認できる箇所に印をつけたカタログ等）
太陽光・太陽熱の場合	<特定建築物の場合> <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー利用設備の設置を証する書類（写）

注) 写真はカラー写真とします。

(2) 変更承認申請

共通	<input type="checkbox"/> 変更承認申請書（第6号様式） <input type="checkbox"/> すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付決定通知書（写） <input type="checkbox"/> 助成金の額の計算根拠（助成金額計算表をご利用ください。） <input type="checkbox"/> 変更・追加に係る工事請負契約書, 売買契約書又は注文書・注文請書（写）
----	---

(3) 実績報告

<p>共通</p>	<p><input type="checkbox"/> 実績報告書（第2号様式1/4, 2/4, 3/4, 4/4）</p> <p><input type="checkbox"/> 助成金の額の計算根拠（助成金額計算表を御使用ください。） （交付申請時又は変更承認申請時と同じもので可）</p> <p><input type="checkbox"/> 領収書又は領収証明書（写） ※ 領収書に「総額」しか記載されていない場合、それぞれの対象設備に対して、個別の支払額が分かる“領収内訳書”を提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備設置後の住宅の玄関を含む全体写真</p> <p><（新築等で）交付申請時に居住も所有もされていなかった場合></p> <ul style="list-style-type: none"> • 居住者として実績報告をされる方 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 住民票の写し（コピー可）（申請日から3箇月以内のもの） • 居住しておらず、所有者として実績報告をされる方 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建物の所有を証明する登記事項証明書（コピー可）（申請日から3箇月以内のもの、ネット登記は不可）。
<p>太陽光発電システム</p>	<p><input type="checkbox"/> 太陽光パネルの写真（全枚数確認できること。複数の写真可）</p> <p><input type="checkbox"/> パワコンの写真</p> <p><input type="checkbox"/> 屋根伏図（屋根を真上から見た図面に限ります。）</p> <p><input type="checkbox"/> 保証書，引渡証明書，工事完了証明書，電力受給契約のお知らせのいずれか（写）</p> <p><既存住宅の省エネリフォーム又は京都型耐震・防火リフォームと同時実施する場合></p> <p><input type="checkbox"/> 補助金交付額決定通知書等（写）</p> <p><国の次世代住宅ポイント制度でポイント発行を受ける場合></p> <p><input type="checkbox"/> 断熱改修又は耐震改修のポイントの発行を受けていることを証する書類（写）又はこれに準じる書類（写）</p> <p><エネファームを同時設置する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> エネファームの領収書又は領収証明書（写） <input type="checkbox"/> エネファームの保証書，引渡証明書，工事完了証明書のいずれか（写） <input type="checkbox"/> 燃料電池ユニットの写真又はエネファームの国の補助金の額の確定通知書（写）
<p>蓄電システム</p>	<p><input type="checkbox"/> 蓄電池の写真</p> <p><input type="checkbox"/> DC/DCコンバータの写真（該当する場合のみ）</p> <p><input type="checkbox"/> 保証書，引渡証明書，工事完了証明書のいずれか（写）</p>
<p>HEMS</p>	<p><input type="checkbox"/> 情報収集装置の写真</p> <p><input type="checkbox"/> 情報計測装置の写真</p> <p><input type="checkbox"/> モニターの稼働中の写真（スマホやパソコンがモニターとなるもの、情報収集装置と一体型の場合は省略可）</p> <p><input type="checkbox"/> 保証書，引渡証明書，工事完了証明書のいずれか（写）</p>
<p>太陽熱利用システム</p>	<p><input type="checkbox"/> 集熱器の写真</p> <p><input type="checkbox"/> 蓄熱槽の写真</p> <p><input type="checkbox"/> 保証書，引渡証明書，工事完了証明書のいずれか（写）</p> <p><既存住宅の省エネリフォーム又は京都型耐震・防火リフォームと同時実施する場合></p> <p><input type="checkbox"/> 補助金交付額決定通知書等（写）</p> <p><国の次世代住宅ポイント制度でポイント発行を受ける場合></p> <p><input type="checkbox"/> 断熱改修又は耐震改修のポイントの発行を受けていることを証する書類（写）又はこれに準じる書類（写）</p>

注）写真はカラー写真とします。

6 交付申請書の記入例

記入見本および注意点

見本は、太陽光発電システム（エネファーム同時設置）、蓄電システム及び HEMS の申請の一例です。申請内容に応じて、記入してください。

第1号様式 1 / 4
 (あて先) 京都市長 申請日 令和 2 年 4 月 26 日

すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付申請書

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条第1項及び京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により助成金の交付を

1 助成金額・助成対象設備

・助成金額計算表の金額を記入

助成金額	金 4 5 0 0 0 0	注) 助成金額計算表の合計額を記入。金額の訂正不可。
助成対象設備	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input checked="" type="checkbox"/> 蓄電システム <input checked="" type="checkbox"/> HEMS <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム	
設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者の現住所と同じ 注) 現住所と異なる場合のみ住所記入 京都府京都市	
他の補助事業の利用	注) いずれも今回申請いただく助成金以外の補助事業です。 <input type="checkbox"/> 既存住宅省エネリフォーム(市) <input type="checkbox"/> 耐震改修・耐震リフォーム(市) <input type="checkbox"/> 次世代住宅ポイント制度(国)	
契約の締結日	令和 2 年 4 月 4 日	
設置日(予定) 注)	令和 2 年 8 月 10 日	

注) 助成対象設備の保証書の保証開始日、引渡証明書の引渡日又は工事完了証明書の完了日の予定を示す。

2 申請者

フリガナ キョウト タロウ

氏名 京都 太郎

・申請者の住民票住所を記入

現住所 〒603-0000 京都府京都市エコ区エコ町1丁目1番地

連絡先 (自宅) ☎075-222-4555 (携帯)

・訂正に使用できる印
 ・スタンプ印使用不可

・訂正に使用できる個人印
 ・スタンプ印使用不可

・担当者名を記入

3 手続代行者 (申請者以外が提出する場合は、必ず記入してください。)

支店名、部署名も合わせて記入

氏名 京都 エコ

会社名・部署 太陽エネルギー株式会社 住宅部 営業課

連絡先 (会社) ☎075-001-001 (携帯) 011-333-3333

・連絡の取れる日時を記入

月～金、連絡は携帯優先で、9時～17時にお願いします。

4 工事請負契約者 注) 契約書記載の請負者

住所 〒603-0000 京都府京都市エコ区エコ町2丁目1番地

電話番号 (会社) ☎075-001-001

会社名・部署 太陽エネルギー株式会社 住宅部 営業課

契約書に記載の請負者を記入

5 施工業者

住所 〒 会社名・部署

・工事請負契約者と同じであればチェックし、記入の省略可

9 助成対象設備の概要

(1) 太陽光発電システムの概要

パワーコンディショナーのメーカー名と型番もご記入ください。

設置区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	→助成金交付年度	年度
	<input type="checkbox"/> 増設		

注) 過去に設置した太陽光発電システムにおいて、京都市から助成金の交付を受けたことがある場合が「増設」です。

		太陽光パネル				パワーコンディショナ	
メーカー名	エコソーラー				エコソーラー		
型番		公称最大出力		枚数	SS-1000		
	① SA-100	200 W	×	20 枚	SS-2000		
	② SA-101	100 W	×	2 枚			
	③ SA-102	50 W	×	1 枚			
	④		×				
公称最大出力の合計	4.25 kW						
助成対象経費	金 1,190,000 円						
要件	発電した電力を一部又はすべて自家使用する。						

・メーカーによる製品の公称最大出力の合計
・助成金額計算表の公称最大出力と一致

・設置に掛かる経費を記入
(助成金額ではありません！)

	燃料電池ユニット	バックアップ熱源機又は給湯器
メーカー名	京都ガス株式会社	京都ガス株式会社
品名番号	100-AA01	120-R5
燃料	<input checked="" type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> LPガス <input type="checkbox"/> 灯油	

(2) 蓄電システムの概要

設置区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	→助成金交付年度	年度
	<input type="checkbox"/> 増設		

・型番はS-JET認証又はSII登録されているものを記入

注1) 過去に設置した蓄電システムにおいて、助成金の交付を受けたことがある場合が「増設」です。

	パッケージ	蓄電池本体	DC/DCコンバータ
メーカー名	エコソーラー株式会社	エコソーラー株式会社	エコソーラー株式会社
型番 注2)	R-102	BA1001	
蓄電容量	6.40 kWh		
助成対象経費	金 1,300,000 円 (税抜)		
国補助金の申請予定	<input type="checkbox"/> 「ZEH化等による住宅における低炭素化促進事業」 注) 蓄電システム分のみ記入	金	円
	<input type="checkbox"/> 「パーチャルパワープラント構築実証事業費補助金」	金	円
要件	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システムと常時接続する。		

・メーカーによる製品の蓄電容量の合計
・助成金額計算表の蓄電容量と一致

注2) パッケージと蓄電池本体にはS-JETもしくはSIIに登録された型番を記入してください。メーカー登録された型番しか

分からない場合、パッケージ型番は省略可。

・いずれにも該当しない国の補助金は、欄外に記入
・ZEHは、蓄電システム分のみ補助額を記入

第1号様式4/4

(3) HEMSの概要

	セット	情報収集装置	
メーカー名	エコ株式会社	エコ株式会社	エコ株式会社
型番	HEMS1	HEMS2	HEMS3
助成対象経費	金 1 5 0 0 0 0 円 (税抜)		
国・府補助金の申請予定	<input type="checkbox"/> 「府民ネガワット発電推進事業補助金」		金 円
	<input type="checkbox"/> 「パーチャルパワープラント構築実証事業費補助金」		金 円

・該当しない国の補助金は、欄外に記入
 ・HEMS分のみの助成額を記入

(4) 太陽熱利用システムの概要

種類	<input type="checkbox"/> 自然循環型 <input type="checkbox"/> 強制循環型 (<input type="checkbox"/> 水集熱式 <input type="checkbox"/> 空気集熱式)	
メーカー名		
集熱器 (集熱パネル)	型式名	BL 認定番号
	①	
	②	
集熱面積の合計	m ²	
助成対象経費	金 円 (税抜)	

【蓄電システムの概要記入時の注意事項】

「パッケージ型番」と「本体型番」をメーカーに伝えて、S-JETもしくはSIIに登録されていることをご確認下さい。

S-JET：下記のホームページでパッケージもしくは蓄電池本体の型番を入力することで、登録されているか確認ができます。(https://www.jet.or.jp/jetdb/s_jet/list_search.php)

SII：下記のホームページでパッケージの型番を入力することで、登録されているか確認ができます。(<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>)

なお、蓄電システムの「蓄電容量」は「初期実効容量」のことではありません。ご注意ください。

7 実績報告書の記入例

記入見本および注意点

見本は、太陽光発電システム（エネファーム同時設置）、蓄電システム及びHEMSの実績報告の一例です。申請内容に応じて、記入してください。

第2号様式 1/4
(あて先) 京都市長

届出日 令和 2 年 9 月 20 日

すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金実績報告書
京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項及び京都市すまいの創エネ

・提出日又は投函日

・変更承認申請を行い、変更承認通知を受けた場合はチェックをして変更承認通知書の右上に記載された番号と年月日を記入

・交付決定通知書の右上に記載された番号と年月日を記入

・交付決定通知書に記載された「助成金交付予定額」を記入

・訂正に使用できる印
・スタンプ印使用不可

・訂正に使用できる個人印
・スタンプ印使用不可

・支店名、部署名も合わせて記入

・連絡の取れる日時を記入

・担当者名を記入

・軽微な変更点を記入
(変更承認申請の要否については「よくある質問QA10 参照」)

交付決定番号	京都市指令環地 1 0 0 号	<input type="checkbox"/> 変更承認通知を受けている。
年月日	令和 2 年 6 月 1 0 日	
助成金額	金 4 5 0, 0 0 0 0 円	(注) 助成金額計算表の合計額を記入。金額の訂正不可
助成対象設備	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input checked="" type="checkbox"/> 蓄電システム <input checked="" type="checkbox"/> HEMS	
設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者の現住所と同じ (注) 現住所と異なる場合のみ住所記入 京都府京都市	
他の補助事業の利用	<input type="checkbox"/> 注) いずれも今回報告いただく助成金以外の補助事業です。 <input type="checkbox"/> 既存住宅省エネリフォーム(市) <input type="checkbox"/> 耐震改修、耐震リフォーム(市) <input type="checkbox"/> 次世代住宅ポイント	

2 申請者

フリガナ	キョウト タロウ	印
氏名	京都 太郎	京都 スタンプ印不可
現住所	〒 6 0 3 - 0 0 0 0 <input type="checkbox"/> 申請時から住所変更あり(住民票添付) 京都府京都市エコ区エコ町1丁目1番地	
連絡先	(自宅) ☎ 075-222-4555 (携帯)	

3 手続代行者 (申請者以外が提出する場合、担当者名を記入)

氏名	京都 エコ	印
会社名・部署	太陽エネルギー株式会社 住宅部 営業課	京都 スタンプ印不可
連絡先	(会社) ☎075-001-001 (携帯) 011-333-3333	
営業日	月～金、連絡は携帯優先で、9時～17時をお願いします。	

交付申請時からの変更点等

(助成金額に変更がない、軽微な変更の例)

- ・交付申請時は景観手続不要と申請していましたが、のちの確認で必要となりました。
- ・交付申請時から太陽光発電システムの値引きを行ったため、助成対象経費を変更しています。〇〇円から△△円
- ・エネファームの製品型番を変更しました。〇〇から△△

・申請されたすべての設備にチェック

5 景観手続

太陽光発電システム	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外設置
蓄電システム	<input type="checkbox"/> 屋外設置 <input checked="" type="checkbox"/> 屋内設置
HEMS	<input checked="" type="checkbox"/> 屋内設置
太陽熱利用システム	<input type="checkbox"/> 屋外設置

<input type="checkbox"/> ①景観手続を行ったもの	<input checked="" type="checkbox"/> ②規制区域だが、景観手続の必要がないもの	<input type="checkbox"/> ③規制区域でないもの
		<input type="checkbox"/> ④屋内設置のみ

注) 手続完了後の番号・日付を記入して下さい。
該当する番号がない場合は、その他の欄に手続の種類と完了後の日付を記入して下さい。

京都市指令都景風第_____号
許可日：_____年__月__日

京都市指令都景景第_____号
認定日：_____年__月__日

修_____号
届出済日：_____年__月__日

眺_____号
届出済日：_____年__月__日

その他_____年__月__日

風致地区

都市計画局
都市景観部
風致保全課
協議済

山並み背景型・岸辺型・町並み型建造物修景地区

建物の高さが10mを超えない

延べ面積が200㎡を超えない
(戸建専用住宅を除く。)

近景デザイン保全区域でない

遠景デザイン保全区域でない

遠景デザイン保全区域だが、視点場から3キロ以内でない

遠景デザイン保全区域だが、建物の高さ(塔屋等を含む)が10mを超えない

・当てはまるもの全てにチェック(よく確認してください)

6 その他

記載事項	<input checked="" type="checkbox"/> 本申請書の記載事項に、虚偽のないことを誓約する。
報告内容	<input checked="" type="checkbox"/> 京都市から工事請負契約者等へ報告内容の確認を行うことに同意する。
手続代行	<input checked="" type="checkbox"/> 手続代行者を前頁のとおり定め、本申請に関する事務手続を委任する。

・手続代行者を定める場合のみチェック

7 助成対象設備の概要

・実績報告書の提出日が、「設置日から60日以内」を満たしているか、設置日の定義(P.1)をよくご確認ください。

(1) 太陽光発電システムの概要

設置日 ^{注)}	令和 2 年 8 月 2 0 日	・設置に掛かる経費を記入 (助成金額ではありません!)
助成対象経費	金 1, 1 9 0, 0 0 0 円(税抜)	(領収書の対象設備金額)

注) 助成対象設備の保証書の保証開始日、引渡証明書の引渡日又は工事完了証明書の完了日を示す。

太陽光発電システムについては、電力受給開始日としても良い。

	太陽光パネル						パワーコンディショナ	
メーカー名	エコソーラー						エコソーラー	
型番			公称最大出力		枚数		SS-1000	
	①	SA-100	200	W	×	20	枚	SS-2000
	②	SA-101	100	W	×	2	枚	
	③	SA-102	50	W	×	1	枚	
	④			W	×		枚	
公称最大出力の合計	4 . 2 5 kW		注) 小数点第3位以下切捨て					
要件	■ 発電した電力を一部又はすべて自家使用している。							

■ エネファームを同時設置している。

	燃料電池ユニット	バックアップ熱源機又は給湯器
メーカー名	京都ガス株式会社	京都ガス株式会社
品名番号	100-AA01	120-R5
燃料	■ 都市ガス □ LPガス □ 灯油	

(2) 蓄電システムの概要

設置日 ^{注1)}	令和 2 年 8 月 2 0 日	・いずれにも該当しない国の補助金は、欄外に記入 ・ZEHは、蓄電システム分のみ補助額を記入
助成対象経費	金 1, 3 0 0, 0 0 0 円	
国補助金の申請	<input type="checkbox"/> 「ZEH化等による住宅における低炭素化促進事業」 (蓄電システム分の補助金額のみ記入) <input type="checkbox"/> 「パーチャルパワープラント構築実証事業費補助金」	金 _____ 円 金 _____ 円

注1) 助成対象設備の保証書の保証開始日、引渡証明書の引渡日又は工事完了証明書の完了日を示す。

	パッケージ	蓄電池本体	DC/DCコンバータ
メーカー名	エコソーラー株式会社	エコソーラー株式会社	エコソーラー株式会社
型番 ^{注2)}	R-102	BA1001	SS-10
蓄電容量	6 . 4 0 kWh ※小数点第3位以下切捨て		
要件	■ 太陽光発電システムと常時接続している。		

注2) パッケージと蓄電池本体には S-JET もしくは SII に登録された型番を記入してください。蓄電池本体の登録された型番しか分からない場合、パッケージ型番は省略可。

(3) HEMSの概要

・該当しない国の補助金は、欄外に記入
 ・HEMS分のみの助成額を記入

設置日 <small>注)</small>	令和 2 年 8 月 2 0 日			
助成対象経費	金 , 1 5 0 , 0 0 0 0 円 (税抜) (領収書の対象設備金額)			
国・府補助金の申請	<input type="checkbox"/>	「府民ネガワット発電推進事業補助金」	金	円
	<input type="checkbox"/>	「パーチャルパワープラント構築実証事業費補助金」	金	円

注) 助成対象設備の保証書の保証開始日、引渡証明書の引渡日又は工事完了証明書の完了日を示す。

	セット	情報収集装置	情報測定装置	モニター
メーカー名	エコ株式会社	エコ株式会社	エコ株式会社	エコ株式会社
型番	HEMS1	HEMS2	HEMS3	HEMS4

(4) 太陽熱利用システムの概要

設置日 <small>注)</small>	年 月 日
助成対象経費	金 , , , , , 円 (税抜) (領収書の対象設備金額)

注) 助成対象設備の保証書の保証開始日、引渡証明書の引渡日又は工事完了証明書の完了日を示す。

種類	<input type="checkbox"/> 自然循環型 <input type="checkbox"/> 強制循環型 (<input type="checkbox"/> 水集熱式 <input type="checkbox"/> 空気集熱式)	
メーカー名		
集熱器 (集熱パネル)	型式名	BL 認定番号
	①	
	②	
集熱面積の合計	m ²	

8 変更承認申請書の記入例

記入見本および注意点

見本は、太陽光発電システム、蓄電システムの変更承認申請の一例です。

変更内容に応じて、記入してください。

提出日又は投函日

第6号様式
 (あて先)京都市長
 申請日 令和 2 年 6 月 20 日

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金変更承認申請書

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項及び京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱第1条第1項に基づき、承認を受けるため申請します。

・交付決定通知書の右上に記載された番号を記入

1 【変更前】助成金交付予定額・助成対象設備

交付決定番号	京都市指令環地 1 0 0 号
年月日	令和 2 年 6 月 10 日
交付予定額	金 4 5 0 0 0 0 円
助成対象設備	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input checked="" type="checkbox"/> 蓄電システム <input checked="" type="checkbox"/> HEMS <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム
他の補助事業の利用	注) いずれも今回申請いただく助成金以外の補助事業です。 <input type="checkbox"/> 既存住宅省エネリフォーム(市) <input type="checkbox"/> 耐震改修、耐震リフォーム(市) <input type="checkbox"/> 次世代住宅ポイント制度(国)

・交付決定通知書に記載された「助成金交付予定額」を記入

・交付決定通知書の右上に記載された年月日を記入

・変更後の助成金額計算表の金額を記入

2 【変更後】助成金交付予定額・助成対象設備

注) 交付申請受付期間終了後は、決定されている助成金交付予定額を増額することはできません。

助成金交付予定額	金 4 2 2 0 0 0 円注)助成金額計算表の合計額を記入。金額の訂正不可。
助成対象設備	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input checked="" type="checkbox"/> 蓄電システム <input checked="" type="checkbox"/> HEMS <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム
他の補助事業の利用	注) いずれも今回申請いただく助成金以外の補助事業です。 <input type="checkbox"/> 既存住宅省エネリフォーム(市) <input type="checkbox"/> 耐震改修、耐震リフォーム(市) <input type="checkbox"/> 次世代住宅ポイント制度(国)

3 変更内容

交付申請時からの変更点	○太陽光発電システム「公称最大出力の合計」、「助成対象経費」の変更 出力 (変更前) 4. 25 kW ⇒ (変更後) 4. 00 kW 助成対象経費 (変更前) 1,190,000 円 ⇒ (変更後) 1,120,000 円 ○蓄電システムの「蓄電容量」、「型式」の変更(助成対象経費変更無し) 容量 (変更前) 6. 40 kWh ⇒ (変更後) 5. 40 kWh 型式 (変更前) ○○ ⇒ (変更後) △△
-------------	---

4 申請者

・変更内容の詳細を記入
 設備ごとに「設備の型式」「設備の容量」「助成対象経費」を必ず記載してください。別紙をご用意いただいても問題ありません。

現住所	〒 6 0 3 - 0 0 0 0 京都府京都市エコ区エコ町1丁目1番地	印 京都 スタンプ不可
連絡先	(自宅) ☎ 075-222-3555 (携帯)	・訂正に使用できる印 ・スタンプ印使用不可

5 手続代行者 (申請者以外が提出する場合は、必ず記入してください)




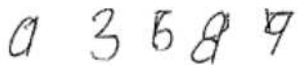
氏名	京都 エコ	印
会社名・部署	太陽エネルギー株式会社 住宅部 営業課	京都 スタンプ不可
連絡先	(会社) ☎075-001-001 (携帯) 011-333-3333	
営業日	月～金、連絡は携帯優先で、9時～17時をお願いします。	

・連絡の取れる日時を記入

・訂正に使用できる個人印
 ・スタンプ印使用不可

記載事項	<input checked="" type="checkbox"/> 本申請書の記載事項に、虚偽のないこと
申請内容	<input checked="" type="checkbox"/> 京都市から工事請負契約者等へ申請内容
手続代行	<input checked="" type="checkbox"/> 手続代行者を上記のとおり定め、本申請に関する事務手続を委任する。

注意 申請書等作成に当たっての基本的な注意点

可	不可
○印（朱肉をつけて押すタイプ） 	×スタンプ印（シャチハタ）
○修正印  （例）京都市中京区柳馬場通	×修正テープや修正液、二重線のみ、挿入カッコ  （例）京都市中京区柳馬場通… （例）京都市中京区…
○数字 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	×数字で書き損じを修正したもの 
申請者の方の住所・氏名 ○住民票の記載と合わせてください。 例）京都市中京区柳馬場通二条上る六丁目 283 番 4	住所 ×通り名の省略 など 例）京都市中京区六丁目 283 番 4
○ボールペン、万年筆、油性ペン、 PC入力プリントアウト	×鉛筆 ×フリクションボールなどのこすると消えるペン

9 添付図書作成例

全ての添付図書のサイズは、A4（又はA3で折り込む）に揃えてください。

- (1) 「工事請負契約書」「売買契約書」「注文書・注文請書」「発注書・受注書」（写）
総工事費しか記載されていないなど、個々の対象設備の助成対象経費が明記されていない場合は、それぞれの経費が分かる契約内訳書等（P.27,28 参照）も添付してください。

申請前に確認！

- 契約日の記載がある。
- 契約内容が明確である（設置場所、工事予定日、契約金額等）。
- 契約者の氏名、住所が正確に記載してある。
- 収入印紙が貼付してあり、割印が押されている（二重線等は割印にはなりません）。
- それぞれの助成対象経費の記載がある。記載がない場合、契約内訳書等を添付する。
- 契約内訳書等は内訳の総額が契約書記載の総額と同じであること。
- 太陽光発電システムと同時にエネファームを設置する場合、エネファームの設置に関する契約書等（写）も添付する。

- (2) 住民票の写し（コピー可）

申請前に確認！

- 発行日が確認でき、取得後3箇月以内である。
- 生年月日、住所が省略されていない。
- 申請者本人のものである。
- マイナンバー、本籍は省略する。

(3) 付近見取図

(都市計画地図 1/2,500 と同等程度で、付近と住宅一軒ごとの状況が分かる地図) 住宅地図又はウェブ上で公開されている、以下の地図をご利用ください。

- ・ 景観保全区分等が確認できるページ (ページ下部の画像参照)

(<http://www5.city.kyoto.jp/tokeimap/>)

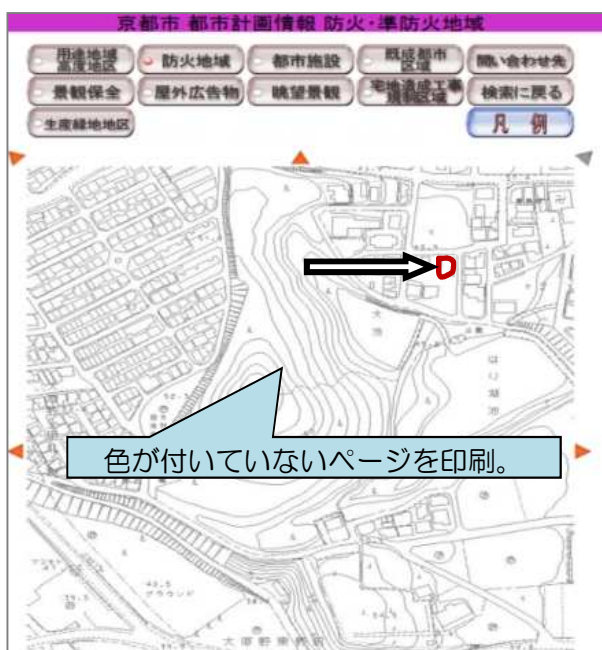
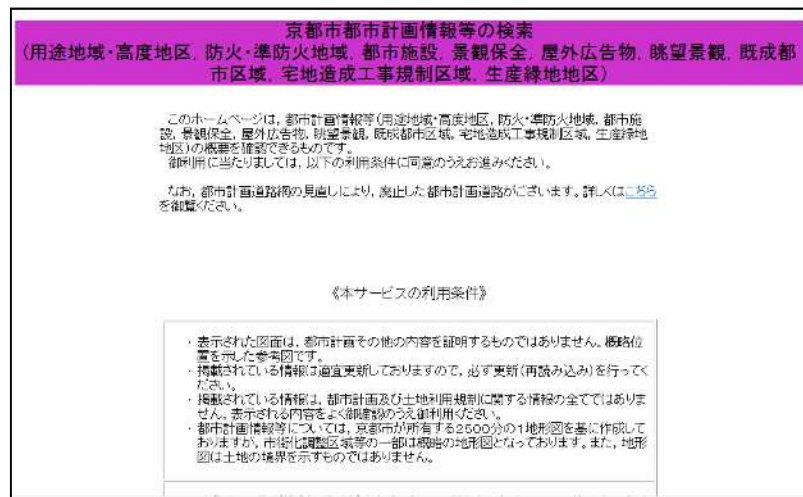
- ・ 京都市景観情報共有システム (本手引き「3 景観手続」参照)

(<https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/>)

注) 航空写真は利用不可です。

申請前に確認!

- 申請地にしるし (赤色等で家屋の形状に囲われている) があり、明確である。
- 周辺の状況が分かり、これを見て設置家屋にたどり着くことができる。
- 新築の場合、他の家との相関関係 (何件目等) が分かる (追加を手書きで記載するの也可)。



(4) 提出が必要なカラー写真（台紙をご利用ください）

ア 住宅全体写真（設置前と設置後，両方で必要です）

申請前に確認！

- 直接撮影した写真である。
- 玄関を含む全景写真で家の特定ができる。
（特に屋根の写真が必要なわけではありません。全景で、家が特定できることが重要です。）
- 住宅が複数戸写っている場合は、矢印で家の特定ができる。

○住宅全体写真（右図は適切な例）

※次のような写真は不可となります。

- ・ 玄関が写っておらず、全景が分からない写真。
- ・ 2階部分と屋根面のみが写っている（1階部分が見えない）。
- ・ 工事用の覆いや車両があって家が半分しか写っていないもの。



イ 対象設備の写真（設置後）

対象設備ごとに必要な写真は以下のとおり。

対象設備	必要な写真
太陽光発電システム	太陽光パネル，パワーコン
蓄電システム	蓄電池，DC/DCコンバータ
HEMS※	情報収集装置，情報測定装置，モニター
太陽熱利用システム	集熱器，蓄熱槽

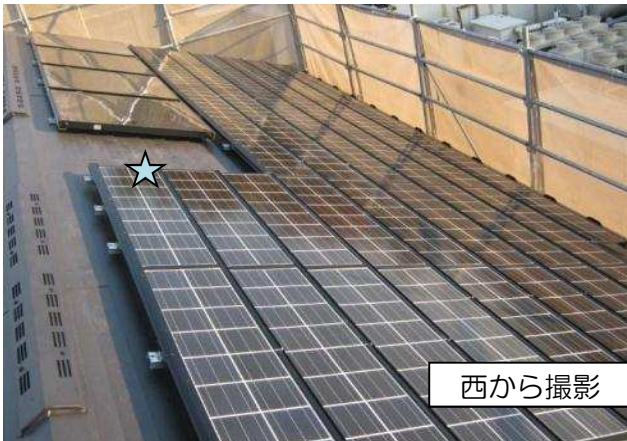
※ HEMSの写真について

- ・ 情報収集装置：計測結果を集約し，記録に係るサーバ等
- ・ 情報測定装置：電力使用量の計測に係る電力量センサー，タップ型電力量，計測機能付分電盤等
- ・ モニター：収集した情報や操作画面を表示する装置（稼働中の画面が写された写真）

注）モニターが「パソコンやスマホとなるもの」，「情報収集装置と一体型」の場合，写真省略可

○太陽光パネルの写真（例）

複数枚にわかれる場合は目印があれば、分かりやすい。



次のような写真は不可となります。

- 全ての太陽光パネルが写っていない。
注) 写っていない太陽光パネルは、助成対象外となる場合があります。
- 暗くて枚数の確認ができないもの。
- 工事中的写真で、設置されたかどうか確認ができないもの。

(5) 屋根全体の屋根伏図（太陽光発電システム）

太陽光パネルを申請された方は、屋根伏図として「太陽光パネル設置後の、屋根を真上から見た図面」を提出してください。

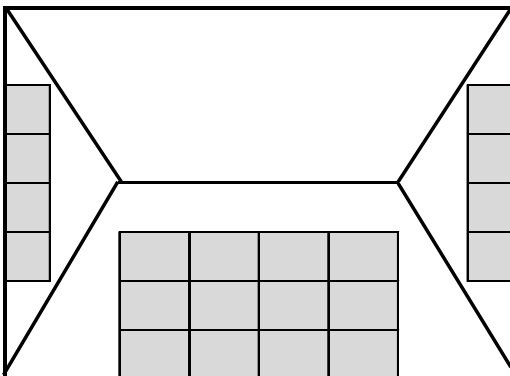
注) 立面図や、屋根を分割して描かれた展開図のみの場合は不可とします。

申請前に確認！

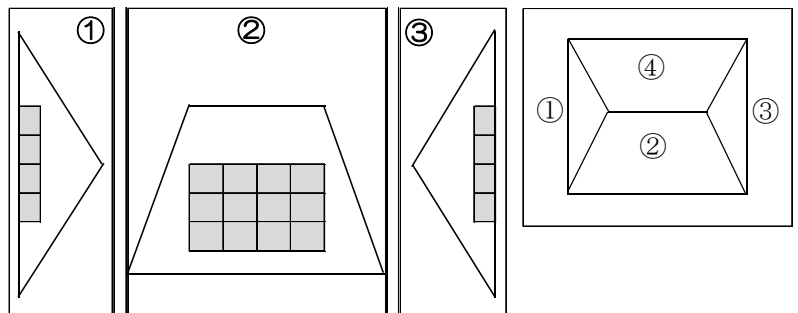
- パネルの設置枚数、設置場所、配置等が同じである。
- 氏名、住所、型式等が記載されている場合は、申請書と同じである。
- 申請が増設の場合は、既設部分と増設部分が一目でわかる。

○太陽光発電システムの屋根伏図（例）

• パネルが設置された屋根を真上から見た図面になっている。



• 屋根伏図が併記されており、どの屋根面に設備が設置されているかが一目でわかる。



(6) 領収書又は領収証明書（写）

ローン、クレジットで購入し、領収書が発行されていない場合は、領収証明書を契約相手に作成（P29 参照）してもらい、コピーを提出してください。

申請前に確認！

- 宛名が申請者名と同一であり、フルネームで記載されている。
- 領収日が記載されている。
- 領収者（請負者）の社印が押印されており、確認できる。
- 収入印紙が貼付してあり、割印が押されている（二重線等は割印にはなりません）
（クレジット等の立替え払いで不要の場合を除く）。
- 対象設備の助成対象経費が、ただし書き等に明示されている。
助成対象経費が明示されていない場合は、領収内訳書（P 30 参照）を作成し、原本を提出する。
- 太陽光発電システムと同時にエネファームを設置する場合、エネファームの設置に関する領収書等（写）も添付する。

(7) 保証書、引渡証明書、工事完了証明書（写）

- ・保証書：助成対象設備の保証期間等を示した書類
- ・引渡証明書：助成対象設備を申請者に引き渡したことを証明する書類（P31 参照）
- ・工事完了証明書：助成対象設備の設置工事が完了したことを証明する書類（P32 参照）

申請前に確認！

- 保証開始日（保証書）、引渡日（引渡証明書）、完了日（工事完了証明書）が明記されている。
- 申請者の氏名、住所が正確に記載してある。
- 助成対象設備名が記載されている。
- 新築住宅の場合、住宅全体の保証書、引渡証明書、工事完了証明書でも可。

(参考)

「工事請負契約書」「売買契約書」「注文書・注文請書」「発注書・受注書」(写)について
工事費の総額のみが記載されているなど、それぞれの助成対象経費が明確でない場合は、
対象経費が分かる見積書又は契約内訳書を提出する必要があります(P.27, 28参照)。

参考 見積書作成例 (任意様式)

御見積書 令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

〇〇邸 新築工事
京都市〇〇区〇〇町〇番地〇

下記のとおりに見積り申し上げます。

お見積り金額
¥1,551,000-

株式会社 〇〇〇〇
京都市〇〇区〇〇町〇番地〇
TEL: 075-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX: 075-〇〇〇-〇〇〇〇

社印

内消費税 ¥141,000-

A 【合計】と同じ金額

内訳明細書					
名称	仕様・規格	数量	単位	単価	金額
【〇〇工事】					
1	躯体工事	1	式		210,000
2	外部工事	1	式		220,000
3	内部工事	1	式		230,000
4	設備工事	1	式		240,000
5	付帯工事	1	式		250,000
6	設計関連	1	式		260,000
【小計】	『助成対象設備』のそれぞれの経費が分からない場合、その内訳明細書を提出してください。				¥1,410,000
【消費税】					¥141,000
【合計】					¥1,551,000

B

A

～見積書以下省略～

対象設備それぞれの経費が分かるようになっている

内訳明細書					
名称	仕様・規格	数量	単位	単価	金額
5	付帯工事				
	太陽光発電システム	1	式		100,000
	蓄電池システム	1	式		100,000
	HEMS	1	式		50,000
【小計】	B 付帯工事と同じ金額				¥250,000

参考 契約内訳書作成例

(様式は、「すまいの創エネ・省エネ
応援事業」ホームページ参照)

京都市長 様

(住所)
(会社名)
(代表者)

社印

支店・本店等の違い
により、契約書の印と
異なっても可。

すまいの創エネ・省エネ応援事業の対象設備の
設置に関する契約内訳書

次の顧客のすまいの創エネ・省エネ応援事業の対象設備の設置に関する金額は、下記のとおりであることを証明します。

1 顧客

氏名	
----	--

申請書の助成対象経費と
一致していること。

2 内訳

項目	金額
太陽光発電システム (税抜)	金 円
蓄電システム (税抜)	金 円
〇〇〇	金 円
その他経費 (税抜)	金 円
消費税	金 円
合計 (税込)	金 円

契約書の契約金額と
一致していること。

参考 領収証明書作成例

年 月 日

領収書が発行されないローン、クレジットの場合のみ必要です。
様式は、「すまいの創エネ・省エネ応援事業」のホームページにあります。

申請者名

様
(住所)
(会社名)
(代表者) 社印

すまいの創エネ・省エネ応援事業の対象設備 設置に関する領収証明書

すまいの創エネ・省エネ応援事業の対象設備の設置に関し、下記内容で代金を受領いたしました。

1 受領金額

費目	金額	受領日
現金	金 円	年 月 日
クレジット	金 円	年 月 日
その他 ()	金 円	年 月 日

銀行振込等支払い
方法を記載。

申請書の助成対象経費と
一致していること。

2 領収内訳

項目	金額
太陽光発電システム (税抜)	金 円
蓄電システム (税抜)	金 円
〇〇〇	金 円
その他経費 (税抜)	金 円
消費税	金 円
合計 (税込)	金 円

本書はクレジット返済金の受領を証するものではありません。

参考 領収内訳書作成例

年 月 日

領収内訳書は、対象設備名がただし書き等に明示されていない場合のみ必要です。

様式は、「すまいの創エネ・省エネ応援事業」のホームページにあります。

京都市長 様

(住所)

(会社名)

(代表者)

社印

すまいの創エネ・省エネ応援事業の対象設備の
設置に関する領収内訳書

領収書と同じ年月日、
番号を記載。

支店・本店等の違い
により、領収書の印と
異なっても可。

次の顧客のすまいの創エネ・省エネ応援事業の対象設備の設置に関する領収金額は、
年 月 日付け領収書 (No.) に含まれておりますが、領収金額の詳細について
は、下記のとおりであることを証明します。

1 顧客

氏名	
----	--

2 領収内訳

項目	金額	
太陽光発電システム (税抜)	金	円
蓄電システム (税抜)	金	円
〇〇〇	金	円
その他経費 (税抜)	金	円
消費税	金	円
合計 (税込)	金	円

申請書の助成対象経費と
一致していること。

領収書の合計金額と
一致すること。

参考 引渡証明書作成例

年 月 日

様式は、「すまいの創エネ・省エネ応援事業」のホームページにあります。

申請者名

様

(住所)

(会社名)

(代表者)

社印

すまいの創エネ・省エネ応援事業の対象設備の引渡証明書

次のすまいの創エネ・省エネ応援事業の対象設備の設置を完了し、引き渡したことを証明します。

1 設置場所

住所	
----	--

メーカー名・型番等を記載してください。

2 対象設備

設備	仕様	引渡日
太陽光発電システム	エコソーラー SA-100, SA-101, SA-102 4.25kW	年 月 日
蓄電システム	エコソーラー BA1001 6.4kWh	年 月 日
〇〇〇		

参考 工事完了証明書作成例

年 月 日

様式は、「すまいの創エネ・省エネ応援事業」のホームページにあります。

申請者名

様

(住所)

(会社名)

(代表者)

社印

すまいの創エネ・省エネ応援事業の対象設備の工事完了証明書

次のすまいの創エネ・省エネ応援事業の対象設備の設置工事を完了したことを証明します。

1 設置場所

住所	
----	--

メーカー名・型番等を記載してください。

2 対象設備

設備	仕様	完了日
太陽光発電システム	エコソーラー-SA-100, SA-101, SA-102 4.25kw	年 月 日
蓄電システム	エコソーラー BA1001 6.4kwh	年 月 日
〇〇〇		年 月 日

○ よくあるご質問

過去にお問い合わせが多かった内容について、「京都市助成金交付までの流れ（一般的な例）」に沿って記載しています。

(1) 助成対象設備の契約

Q1：新築等の契約をした後に、助成対象設備の追加・変更契約をしました。

(2) 交付申請書の提出

Q2：事前申請ということを知りませんでした。

Q3：先着順など、申請の受付順序に優劣はありますか。

Q4：「別途定める予算」とは何ですか。

Q5：助成対象設備の要件

Q5-①：10年間の売電収入と引換えに、無償で太陽光パネルを設置する方式は補助対象ですか。

Q5-②：蓄電システムの要件はありますか。

Q5-③：既設の太陽光発電設備に蓄電池を新設する場合は、助成対象ですか。

Q5-④：HEMSの要件はありますか。

Q6：家の全景写真で、屋根の部分を撮影することができません。

Q7：設置場所に住んでいないのですが、交付申請時に住民票の提出は必要ですか。

(3) 交付決定通知書の受取

Q8：交付決定通知書の送付先は。

(4) 設備の設置

Q9：交付決定通知書が届く前に設備を設置してもよいですか。

(5) 変更承認申請の提出

Q10：変更承認申請が必要な場合はどういった場合ですか。

(6) 実績報告書の提出

Q11：実績報告書の提出が期限に間に合いません。

Q12：領収書が発行されません。

Q13：系統連系が開始されないと、実績報告書は提出できないのですか。

Q14…京都市からの送付物を紛失しました。

(1) 助成対象設備の契約

Q1 新築等の契約をした後に、助成対象設備の追加・変更契約をしました。

A1 交付申請は可能ですが、令和2年4月1日以降に契約された部分のみが対象になります。

令和2年4月1日以前の当初契約書(写)と、令和2年4月1日以降の変更(・追加)契約書(写)の両方を提出していただき、当初契約に助成対象設備が含まれていないことをお示してください。

(2) 交付申請書の提出

Q2 事前申請ということを知りませんでした。

A2 設置日の前日までに交付申請が必要であるため、設置後の申請はできません。

設置日の定義(P1)をよく御確認ください。

Q3 先着順など、申請の受付順序に優劣はありますか。

A3 申請窓口へ交付申請書が提出された順に受付を行い、予算額に達した時点で受付を終了します。

ただし、「交付申請書の受取」には「提出書類の添付書類がすべて揃っている」ことが必要です。提出書類に不足がある場合は、窓口にお越しになった順番とは無関係に、適切な申請書を提出された方を優先し、助成金の交付を行うこととなります。

また、郵送による申請は、收受日の申請受付時間終了後に到着したものとします。同日であれば窓口受付が優先されますので、特に予算満了が近い時期はご注意ください。

Q4 「別途定める予算」とは何ですか。

A4 別途定める予算とは、太陽光発電システムと蓄電システムを同時設置する場合に、太陽光発電システムに1万円/kW(4kWまで)の加算及び蓄電システムに3万円/kWh(6kWhまで)の助成を行うための予算のことで、要綱第8条第2項及び別表2に定めています。

Q5-① 10年間の売電収入と引換えに、無償で太陽光パネルを設置する方式は補助対象ですか。

A5-① 経費無しで設置できる「初期費用ゼロ円設備」となるため対象外となります。

Q5-② 蓄電システムの要件はありますか。

A5-② 「パッケージ型番」と「本体型番」をメーカーに伝えて、S-JETもしくはSIIに登録されていることをご確認ください。どちらかに登録されていれば対象設備の要件を満たします。

・S-JETのホームページ(https://www.jet.or.jp/jetdb/s_jet/list_search.php)

・SIIのホームページ(<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>)

で型番を検索し、確認が可能です。

Q5-③ 既設の太陽光発電設備に蓄電池を新設する場合は、助成対象ですか。

A5-③ 蓄電池のみの申請の場合、助成対象にはなりません。

太陽光発電システム0.5kW以上と同時に申請をしていただく場合、助成対象となります。

Q5-④ HEMSの要件はありますか。

A5-④ 今年度からすまいの創エネ・省エネ応援事業のホームページにて、助成対象となった型番の「実績一覧表」を公開します。その表に含まれている型番については、実績一覧表の提出のみで、要件を満たしているものとします。ただし、一覧表に記載がない型番は、手引き(P.5) HEMSの要件の機能を満たしているか(文言で確認できるか)を確認し、カタログ等を提出してください。

Q6 家の全景写真で、屋根の部分を撮影することができません。

A6 家の全景写真の撮影において、屋根が写ることは必須ではありません。玄関を含む全景写真で、家の特定ができる写真の提出が必要です。

Q7 設置場所に住んでいないのですが、交付申請時に住民票の提出は必要ですか。

A7 交付申請時には、必ず現在の住民票の写し(コピー可)の提出が必要です。
(申請日から3箇月以内のもの)

(3) 交付決定通知書の受取

Q8 交付決定通知書の送付先は。

A8 交付申請書の確認完了から約1箇月後、申請者の現住所へ宛て、「京都市 環境政策局 地球温暖化対策室」から封筒に入れてお送りします。なお、仮住まい又は所有のみの場合で、郵送先を変更される場合に限り、交付申請書に「交付決定通知書の郵送先」を記入する欄がありますので、現住所以外の郵送先住所を記入してください。

(4) 設備の設置

Q9 交付決定通知書が届く前に設備を設置してもよいですか。

A9 交付決定通知書を待たず設備の設置をしていただいても問題はありません。ただし、助成金の交付が確定していない状態で設置することとなります。審査の結果により、助成金が交付されない可能性があることを踏まえて、設置をしてください。

(5) 変更承認申請の提出

Q10 変更承認申請が必要な場合はどういった場合ですか。

A10 **助成金額が変わる変更を行う場合に、変更承認申請が必要です。**それ以外の変更は、実績報告書の「交付申請時からの変更点等」欄に変更内容を記載してください。下表以外の具体的な事例について不明な点があれば、窓口に直接ご連絡ください。

	変更承認申請が必要	変更承認申請が不要 (実績報告書 1/4 への記載で可)
基準	助成金額に変更が生じる場合	助成金額に変更が生じない場合
主な例	<ul style="list-style-type: none">太陽光発電システムの出力値や、蓄電システムの蓄電容量を変更した。交付申請した対象設備の設置を、一部中止した。型番を変更したために、要件を満たさなくなり、助成対象から外れた。	<ul style="list-style-type: none">手続代行者を変更した。契約会社が会社名や代表者名を変更した。契約内容や契約金額の変更を行ったが、助成金額に変更が生じない。型番を変更したが、要件を満たしており、かつ助成金額に変更が生じない。

(注) 申請者及び設置場所を変更する場合、並びに契約請負会社を変更する場合は、変更承認申請では対応できません。廃止承認申請書で当初申請を取り下げ、改めて新規の交付申請を行ってください。

(6) 実績報告書の提出

Q11 実績報告書の提出が期限に間に合いません。

A11 助成金は受け取れません。ただし、設置日の定義(P1)をよくご一読いただき、本当に60日を超えているのかをご確認ください。複数の助成対象設備を同時に申請し、設置日がそれぞれ異なる場合は、最も遅い助成対象設備の設置日の翌日からの起算となります。

そのほか、期限を超えた場合以外にも、申請内容に虚偽があることが判明した場合は、助成金を受け取ることができません。

Q12 領収書が発行できません。

A12 領収書が発行されないローン、クレジットで支払った場合は、契約相手に領収証明書(手引きP29)の作成を求め、コピーを提出してください。

Q13 系統連系が開始されないと、実績報告は提出できないのですか。

A13 系統連系が開始できていなくても問題はありません。

手引き(P12)をよくご一読いただき、実績報告に必要な書類を提出してください。

Q14 京都市からの送付物を紛失しました。

A14 交付決定通知書、交付額決定通知書の再発行は一切できません。ただし、変更承認申請書や実績報告書の提出に必要な「京都市指令環地第〇〇号」の番号を個別にお伝えすることは可能ですので、窓口にご連絡ください。

請求書、アンケートは再発行可能です。こちらは「京都市 環境政策局 地球温暖化対策室(TEL222-4555)」に直接ご連絡ください(窓口である、京安心すまいセンターでは対応はできません)。